

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第2部 病院会計制度概論

第9章 損益計算書の内容

収益および費用

9-1 費用収益対応の原則

9-1-3 経過勘定項目（承前）

適正な医業収益計算のために、費用・収益の見越・繰延を行う場合に、それらの項目を経過勘定項目という。経過勘定項目は、収益と費用の適正な期間対応を確保するためにおこなわれる会計処理の1つで、費用収益対応の原則が問われる問題の1つである。病院会計準則では、次のように定めている。

【病院会計準則】

第4章 損益計算書原則

第32 発生主義の原則

（前半略）

前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上しなければならない。（注21）

費用・収益の見越・繰延は、適正な医業利益計算のために費用・収益を繰り延べたり、前もって見越したりするものである。しかし、あらゆる費用・収益を、当期の運営状況に応じて恣意的に繰り延べたり、あるいは恣意的に見越しては、財務諸表の客観性・比較可能性、あるいは検証可能性が確保されなくなってしまう。この問題点を排除するために、たとえば建物の賃貸借契約のように、一定の契約のもと継続的に取引がおこなわれるものに限って費用・収益の見越・繰延を認めている。

【病院会計準則】

損益計算書原則注解

（注21）経過勘定項目について

1. 前払費用

前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。

すなわち、火災保険料、賃借料等について一定期間分を前払した場合に、当期末までに提供されていない役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の費用となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。前払費用はかかる役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならない。

※「2. 前受収益」以降は次回掲載予定となります。

<続く>

（井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より）

介護職員 特定処遇改善加算

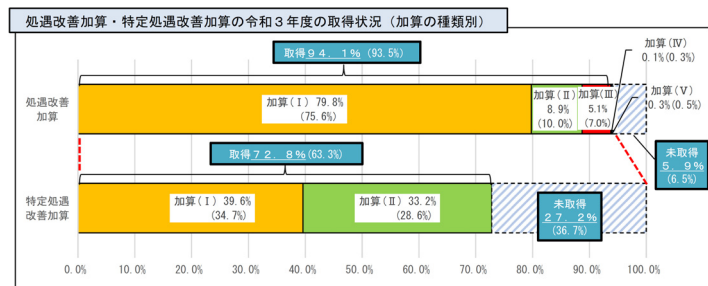
介護職員等特定処遇改善加算を取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和2年と令和3年を比較すると7,780円の増となっています。なお、同加算の効果として、令和3年度に新たに取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額をみると、令和2年と令和3年を比較すると13,410円の増となっていることが、社会保障審議会・介護給付費分科会の「介護事業経営調査委員会」の調査結果で明らかになりました。介護事業経営調査委員会では「こうした加算が、実際にどれほど介護職員の賃金・給与増に結び付いているのか」を調査・分析し、制度改善につなげています。

◇結果報告書よりの抜粋

平均給与額（月給・常勤の者）	令和3年9月	令和2年9月	差額
特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）を取得している施設・事業所の介護職員	323,190円	315,410円	7,780円
うち、令和3年度に新たに同加算を取得している施設・事業所の介護職員	293,800円	280,390円	13,410円

※1 調査対象となった施設・事業所に令和2年度と令和3年度ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
 ※2 平均給与額 = 基本給（月額）+ 手当 + 一時金（4月～9月支給金額の1/6）
 ※3 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

給与等の引き上げの理由（複数回答）			
令和3年度介護報酬改定を踏まえて引き上げ	特定処遇改善加算を踏まえて引き上げ	処遇改善加算を踏まえて引き上げ	左記に関わらず引き上げ
9.5%	23.1%	15.2%	60.5%



※1 特定処遇改善加算の取得割合は、処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の事業所に対する割合
 ※2 括弧は令和2年度調査時の取得割合

高齢者が増加する現在、介護業界の人材不足は深刻な問題です。人材不足の要因の一つが低い所得です。その介護職員の所得を改善する施策が行われている結果です。今後はさらなる処遇改善（ベースアップ）を目指し、この2月から9月に補助金、10月以降に新加算（介護職員等ベースアップ等支援加算）を設けることとなります。